

グループホーム宝寿の里運営規程

(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護施設)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正恵会が開設する介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護施設グループホーム宝寿の里(以下「事業所」という。)が行う介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の見守りを家庭的な環境のもとで行うことにより、利用者一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを支援し、もって利用者の痴呆症状の改善や進行を緩めるものとする。

- ・ 事業所は、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- ・ 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム宝寿の里
- 2 所在地 宇都宮市宝木本町1769-1

(職員の職種、員数、及び職種内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護職員 12以上
介護職員は、利用者の日常生活に必要な介護を行う。
- 3 計画作成担当者(介護支援専門員) 2名
計画作成担当者(介護支援専門員)は、利用者課題を評価し、利用者の希望を踏まえ、介護職員と協議し、認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

(利用者の定員)

第5条 事業所における利用者の定員は、次のとおりとする。

事業所においては、利用定員を1ユニット9名とし2ユニット18名とする。また、全室を個室とする。

(サービス内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険における厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、保険適用のものである場合は、その割合負担に応じた額を本人が負担する。

- ・ 日常生活上必要な介護を提供し、必要に応じて排泄介助、入浴介助、食事介助等を行う。
- 2 日常生活において、本人が負担するのが適当と思われるものについては、本人もしくは家族の同意を得たうえで、実費請求とする。
- ・ 実費請求項目は、家賃、水道光熱費、食材費、趣味などに関する原材料費の費用においては、「重要事項説明書」を参照とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 職員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師等の診断を受け、必要に応じ協力病院に搬送する等の措置を講ずるとともに、家族に報告しなければならない。

(利用についての留意事項)

第8条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- ・ 他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩もしくは、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ・ 指定した場所以外で火気を用い、または就寝し若しくは寝具の上で喫煙すること。
- ・ 故意に施設若しくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ・ 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- ・ 無断で物品の位置、または形を変えること。
- ・ その他、共同生活に支障を来たす行為をすること。

(非常災害時の対策)

第9条 非常災害時対策に関しては、建物内の非常口の確保や警報装置の設置などで対応する。また平常時に関しても年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果につ

いて、事業所の職員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員等又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修 採用後6ヶ月以内

継続研修 年1回以上

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長及び施設長が協議しこれを決定する。

（地域との連携）

第12条 地域との連携を図るため、おおむね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催し、事業所の活動上状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。また、運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等の中から構成する。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表するものとする。

附則 この規程は平成14年4月1日から施行する。
この規程は平成14年8月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成24年4月1日から施行する。
この規程は平成25年4月1日から施行する。
この規程は平成27年8月1日から施行する。
この規程は令和3年9月1日から施行する。